

橋本 信託契約書

信託契約書

委託者 田中父男（以下「甲」という。）及び受託者 佐藤恵娘（以下「乙」という。）は、下記のとおり信託契約を締結する。

（信託の目的）

第1条 甲は、第2条記載の甲の財産を、受益者のために管理、運用及び処分するために、甲の長女である乙に信託し、乙は、これを受託した（以下、本契約により設定する信託を「本信託」という。）。本信託の目的は、以下のとおりである。

- 甲の判断能力が低下した場合であっても、その財産を乙が管理、運用、処分することによって、子に経済的な負担を求めることなく、自己の財産の範囲内で、甲と甲の妻田中母子（昭和12年3月6日生、以下「丙」という。）が安定した生活を送れるようにすること
- 乙は、上記の目的を達成するため、善良な管理者の注意をもって、受託者としての忠実義務や公平義務を順守することを旨としてその任にあたるものとする。

（信託財産）

第2条 本信託契約締結日における信託財産は、以下の第1号及び第2号のとおりである。また、将来において、第3号ないし第8号も信託財産とする。

- 後記信託不動産目録記載の土地（以下、「信託不動産」という。）
- 甲が保有する現金金〇〇〇万円（以下、「信託金銭」という。）
- 信託財産の運用等により生じる一切の果実
- 第5条の定めにより追加信託を受けた財産
- 信託不動産の売却により得られた金銭
- 信託金銭を用いて受託者が新たに建築・取得する不動産
- 第3号ないし第5号により生じた金銭については、第2号の信託金銭に算入される
- 第6号により生じた不動産については、第1号の信託不動産に算入される

（信託不動産の管理、運用及び処分）

第3条 受託者は、本契約に特段の定めがある場合を除き、以下の方法により、信託不動産を管理、運用及び処分するものとする。

- 甲及び乙は、本契約締結後速やかに、信託不動産について、信託を原因として乙名義に所有権移転登記申請手続を行うものとする。
- 信託不動産の維持・保全・修繕又は改良及び処分による信託金銭への性状転換については、受託者が適当と認める方法、時期及び範囲において自らの裁量で行うものとする。また、受託者は、必要に応じて、信託不動産である建物の解体及び建設、信託不動産の売却及び購入をするとともに、第三者から借入れをし、信託不動産に担保権設定等を行うことができる。
- 受託者は、信託不動産の管理事務の全部又は一部について、受託者が相当と認める第三者に委託することができるものとする。

（信託金銭の管理、運用及び使用）

第4条 受託者は、信託金銭を、自らの固有財産とは分別して管理するものとする。具体的には、受託者は、信託金銭について、信託口座等の受託者名義の信託専用口座への移動を行い、当該信託専用口座において、信託財産より生じる果実等について適切な管理を行う。なお、受託者は、本信託契約の目的に反しない限り、受益者に通知して、当該信託専用口座を変更することができる。

- 受託者は、信託金銭を、信託不動産に関する公租公課・修繕費・火災保険料・税理士報酬・弁護士報酬・司法書士報酬その他信託不動産の維持管理に必要な費用の支払いに使用することができる。
- 受託者は、信託金銭を前条第2号及び受益者の身上監護に使用できるとともに、受益者は受託者に対して身上監護費の出費の必要性を申し出ることができる。なお、上記申出を受けた受託者は、それを適当と認めたときは、信託金銭を受益者の身上監護に使用するものとする。

（追加信託）

第5条 委託者又は受益者は、本信託の目的のため、信託財産として金銭及び不動産を追加信託することができ、受託者は、追加信託された財産を信託事務に必要な費用に充てることができる。

（委託者の死亡後の委託者の地位及び権利）

第6条 本信託の委託者の地位は相続により承継せず、委託者の死亡によりその地位は受益者へ移転し、当初委託者の権利は消滅する。

（受益者）

第7条 本信託の当初受益者は甲とする。

（受益権）

第8条 受益者は、信託不動産の売却代金、賃料等、信託不動産より発生する経済的利益を受けることができる。

- 受益者は、受託者の同意がなければ、その受益権の分割、放棄、譲渡、質入れその他担保設定等を行うことはできない。

（甲死亡後の受益権）

第9条 甲死亡後の受益者については、次のとおりとする。

- 甲の受益権は、相続によっては承継されないものとし、甲死亡後の受益者（以下、「次順位受益者」という。）については、次号により指定する。
- 甲の次順位受益者として、丙を指定する。
- 甲が死亡した場合、甲の有する受益権は消滅し、次順位受益者が新たな受益権を取得する。

（信託監督人）

第10条 本信託の信託監督人として、以下の者を指定する。

事務所 福岡市博多区中呉服町5番22号2階
橋本司法書士事務所

職業 司法書士

信託監督人 橋本 雅文（昭和50年8月20日生）

2 前項で指定された者が信託監督人として業務に堪えない事由あるときは、予備的信託監督人として以下の者を指定する。

東京都港区虎ノ門五丁目11番15号
一般社団法人民事信託監督人協会

（信託監督人の辞任）

第11条 信託監督人は、受益者及び受託者の同意を得て辞任することができる。

（信託監督人の報酬）

第12条 信託監督人の報酬は、年額3万円（消費税別）以内とする。ただし、受益者及び受託者との合意により、信託監督人は、業務内容に応じた追加報酬を請求することができる。

（契約の変更）

第13条 本信託については、受託者と受益者の合意により、信託監督人の同意を得て、その内容を変更、一部解除することができる。

2 前項において、受託者からの受益者への合意を求める通知に対して、受益者が3日以内に確答しない場合は、信託監督人の同意を得て、受託者がこれを行うことができる。

（受益権証書の不発行）

第14条 本信託においては、受益権証書は発行しないものとする。

年 月 日

(信託の計算)

第15条 本信託の計算期間は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。ただし、最初の計算期間は本契約締結日からとし、最終の計算期間は本信託終了日までとする。

2 受託者は、各計算期間中の信託財産に関する帳簿等を作成し、各計算期日の終了日現在における信託財産目録及び収支状況報告書等を作成する。

3 受託者は、本契約が終了したときは、前項の書類等を第21条記載の清算受託者に引き渡し、事務引継ぎを行うものとする。

委託者(甲)

田中父男

受託者(乙)

佐藤恵娘

(受託者に対する報告請求権)

第16条 受益者は、いつでも、受託者に対して、信託財産や信託事務の状況について、報告を求めることができる。

(新受託者)

第17条 乙の死亡又は信託法に定めた事由の発生により受託者の任務が終了した場合、甲の長男田中息彦(昭和 年 月 日生)を新受託者とする。

(信託報酬)

第18条 受託者の信託報酬は、無償とする。

(信託期間)

第19条 本信託契約は、本信託契約締結とともに効力を生じ、次の事由によって終了する。

- (1) 甲及び丙が死亡したとき
- (2) 受託者及び受益者が合意したとき
- (3) 本件信託財産が消滅したとき
- (4) その他信託法に定める事由が生じたとき

(残余財産の権利帰属)

第20条 本信託終了時の残余財産の帰属権利者は、信託終了時の受益者とし、帰属権利者が複数いる場合の残余財産の具体的な権利帰属先については、それぞれが有していた受益権の持分を前提として、当該帰属権利者間の協議によるものとする。ただし、前条第1号の場合は、甲又は丙のうち最後に死亡した者の法定相続人とし、その帰属する具体的な割合は、当該相続人間の協議による。

(清算事務)

第21条 清算受託者として、本信託終了時の受託者を指定する。

2 清算受託者は、信託清算事務を行うにあたり、本契約条項及び信託法令に従って事務手続きを行うものとする。

(契約に定めのない事項)

第22条 本信託に記載のない事項は、受託者及び受益者の協議により、信託監督人の同意を得て決定するものとする。

2 前項において、受託者からの受益者への協議を求める通知に対して受益者が3日以内に確答しない場合は、信託監督人の同意を得て受託者がこれを決定することができる。

信託不動産目録 (省略)